年　月　日

申請者　事業者名
代表者氏名

再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項に基づく同法施行規則第5条の2第3号、第4号の認定基準を満たし、又は満たすことが見込まれることについて、再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る関係法令（条例・規則を含む。）及び当該法令の手続状況を下記のとおり提出します。

1. 関係法令確認に係る再生可能エネルギー発電設備（注1）

事業者名	
発電設備の区分（注2）	
発電設備の出力　（kW）	
発電設備の名称	
発電設備の設置場所	

2. 発電設備の設置場所に係る関係法令への該当状況（注3）

	項　目	該当の有無	現況 (有の場合のみ)	確認・手続先
1	国土利用計画法に基づく土地売買等届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：中津市総合政策課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：0979-62-9031
2	都市計画法に基づく開発許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：県中津土木事務所 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：0979-22-2110
3	河川法に基づく工作物新築等許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：中津市耕地課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：0979-62-9052
4	港湾法に基づく港湾区域内の水域又は港湾隣接地域における占用許可、臨港地区内の行為届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　　年　月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：県中津土木事務所 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：0979-22-2110

5	海岸法に基づく海岸保全区域等内の占用・行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：県中津土木事務所 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：0979-22-2110
6	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可（注4）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：県中津土木事務所 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：0979-22-2110
7	砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可（注4）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：県中津土木事務所 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：0979-22-2110
8	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域内又はぼた山崩壊防止区域内の行為許可（注4）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：県中津土木事務所 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：0979-22-2110
9	景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：中津市建設部まちづくり推進課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：0979-62-9032
10	農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：中津市農政課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：0979-62-9047

11	農地法に基づく農地転用許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日: 自治体名及び部署名:中津市農業委員会事務局 担当者名(役職):) 連絡先(TEL):0979-62-9058
12-1	森林法に基づく林地開発許可(注4)	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日: 自治体名及び部署名:中津市林業水産課 担当者名(役職): 連絡先(TEL):0979-62-9050
12-2	森林法に基づく保安林指定解除手続、伐採及び伐採後の造林の届出※	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日: 自治体名及び部署名:大分県北部振興局 担当者名(役職): 連絡先(TEL):0978-32-1170
13	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日: 自治体名及び部署名:中津市歴史博物館 担当者名(役職): 連絡先(TEL):0979-23-8615
14	土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日: 自治体名及び部署名:大分県北部保健所 担当者名(役職): 連絡先(TEL):0979-22-2210
15	自然公園法に基づく特別地域・特別保護地区内の行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日: 自治体名及び部署名:大分県自然保護推進室自然保護班 担当者名(役職): 連絡先(TEL):097-506-3022
16	自然環境保全法に基づく自然環境保全地域内の行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日: 自治体名及び部署名:大分県自然保護推進室自然保護班 担当者名(役職): 連絡先(TEL):097-506-3022

17	絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区等内の行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：大分県自然保護推進室自然保護班 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：097-506-3022
18	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の区域内の行為許可	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：大分県森との共生推進室森林環境保護班 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：097-506-3876
19	環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続 （環境影響評価手続における事業名称：　　）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：大分県環境保全課大気保全班 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：097-506-3114
20	宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可（注4）	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：大分県都市・まちづくり推進課盛土対策班 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：097-506-4692
21	風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し 電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための 措置に関する法律に基づく風力発電設備設置等工事計画届	□有 □無	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日： 自治体名及び部署名：防衛省・自衛隊 防衛政策局 運用基盤課 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：03-5366-3111
22	その他の法律・条例に係る手続 （注５） （法令名：　　）	□有 □無 ☐確認中	□手続済 □手続中 □手続予定 (　年　月予定)	確認日： 自治体名及び部署名： 担当者名（役職）： 連絡先(TEL)：
上記以外の相談先（部署名）（注6）				

備考欄(注7)

(注1)認定申請に係る発電設備の情報を記載すること。

（注２） 発電設備の区分は次の表に掲げる記号にて記載すること。

記号	発電設備	出力
S	太陽光発電設備	10kW未満
A	太陽光発電設備	50kW以上250kW未満
	太陽光発電設備	250kW以上
6	屋根設置太陽光発電設備	10kW以上
D	風力発電設備(陸上風力)	250kW未満
	風力発電設備(陸上風力)	250kW以上
	風力発電設備(陸上風力リプレース)	－
U	風力発電設備（着床式洋上風力）	－
2	風力発電設備（浮体式洋上風力）	－
K	地熱発電設備	15,000kW未満
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW未満
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW未満
L	地熱発電設備	15,000kW以上
	地熱発電設備（全設備更新型リプレース）	15,000kW以上
	地熱発電設備（地下設備流用型リプレース）	15,000kW以上
E	水力発電設備	200kW未満
V	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW未満
I	水力発電設備	200kW以上1,000kW未満
X	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	200kW以上1,000kW未満
J	水力発電設備	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備	5,000kW以上30,000kW未満
Y	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	1,000kW以上5,000kW未満
	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来）	-
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
3	バイオマス発電設備(一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス個体燃料)	10,000kW未満
4	バイオマス発電設備(一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って生じるバイオマス個体燃料)	10,000kW以上
5	バイオマス発電設備（農産物の収穫に伴って生じるバイオマス液体燃料）	－
Q	バイオマス発電設備（建設資材廃棄物）	－
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物・その他のバイオマス）	－

なお、複数の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、それぞれの設備からの電気の供給量が

個別に計測できる場合は、それぞれ個別に認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請

時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。

また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

(注3)掲載した関係法令は、あくまで参考として例示したものであり、申請者の責任において、法令を所管する行政機関への照会等により、最終的な確認・手続きを行うこと。行政機関と関係法令への該当の有無について確認中の場合、「確認中」を選ぶこと。

(注4) 下表の手続は、令和5年10月1日以降新規に認定を取得する案件については、第5条の2第4号に基づき、事業計画の認定申請前に取得する必要があるため、該当「有」を選択した場合、「手続済」以外を選択することはできない。また、当該許可等を受けていることを示す書類を添付しなければならない。

法令	手続
森林法	林地開発許可(第10条の2第1項)
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域内において行われる宅地造成等に関する工事許可(第12条第1項)

法令	手続
	特定盛土等規制区域内の特定盛土等又は土石の堆積に関する工事許可（第30条第1項）
砂防法	砂防指定地の行為許可（第4条第1項（第3条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限として行う処分）
地すべり等防止法	地すべり防止区域内の行為許可（第18条第1項） ぼた山崩壊防止区域内の行為の許可（第42条第1項）
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可（第7条第1項）

（注5）掲載した法令のほかに該当するものがあれば「21　その他の法律・条例に係る手続」に記入すること。
（注6）発電設備の所在地に係る関係法令及び条例の相談先として記載した部署以外に相談先がある場合は記入すること。
（注7）第5条の2第4号の適用を受けない案件においては、該当の有無を確認中である場合、手続の手続状況等を記載すること。